

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、平成十三年四月六日総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づく指定に関する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔